

昭和46年10月30日

長崎県規則第66号

改正 昭和48年10月1日規則第56号

昭和52年2月25日規則第5号

昭和53年12月1日規則第71号

昭和56年5月6日規則第32号

平成3年7月26日規則第36号

平成5年8月27日規則第38号

平成6年9月30日規則第57号

平成7年3月22日規則第16号

平成8年3月29日規則第27号

平成9年3月18日規則第6号

平成11年2月16日規則第5号

平成11年5月6日規則第33号の2

平成11年10月8日規則第50号

平成13年6月29日規則第53号

平成15年9月26日規則第57号

平成16年3月19日規則第16号

平成16年3月31日規則第29号

平成16年12月22日規則第68号

平成17年3月25日規則第24号

平成17年12月26日規則第90号

平成20年7月25日規則第29号

平成21年3月31日規則第29号の6

平成28年5月31日規則第40号

平成30年3月30日規則第22号

平成30年10月12日規則第45号

令和3年5月28日規則第69号

注 令和3年5月から条文沿革を注記した。

建築基準法施行細則をここに公布する。

建築基準法施行細則

長崎県建築基準法施行細則（昭和35年長崎県規則第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（書類の経由）

第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により知事又は建築主事に提出する書類は、特に知事が指定した場合を除き、その建築物、工作物又は道路の敷地となる区域を所管する地方機関の長（以下「地方機関の長」という。）を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築設備等（昇降機及び遊戯施設に限る。）の定期検査報告書の提出は、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センターを経由してしなければならない。

（建築主等の変更）

第3条 法又は条例の規定により確認、許可、認定又は承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物及び工作物についてその工事の完了前に建築主又は申請者（以下「建築主等」という。）を変更したときは、当該変更後の建築主等は、変更後遅滞なく届出書（様式第1号）に確認済証、許可通知書、認定通知書又は承認通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて当該確認等をした知事又は建築主事に届け出なければならない。工事監理者若しくは工事施工者を変更し、又は選定したとき及び確認済証等に記載された建築物等の敷地の地番を変更したときも同様とする。（工事の取りやめ及び取下げ）

第4条 建築主等は、確認等を受けた建築物及び工作物についてその工事を取りやめたときは、届出書（様式第1号）に確認済証等を添えて当該確認等をした知事又は建築主事に届け出なければならない。

2 建築主等は、確認済証等の交付を受ける前に当該確認等の申請を取り下げるときは、届出書（様式第1号）により当該確認等の申請をした知事又は建築主事に届け出なければならない。

(証明願)

第5条 次に掲げる事実について証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を知事又は地方機関の長に提出しなければならない。

(1) 法第6条第1項、法第7条第5項、法第7条の3第5項又は法第15条第1項に規定する事実 証明願 (様式第2号)

(2) 法第42条第1項第5号に規定する事実 道路位置指定済証明願 (様式第2号の2)

(3) 法第42条第2項又は第3項に規定する事実 指定済証明願 (様式第2号の3)

(建蔽率)

第6条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 敷地の周辺の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、緑地、川又は海 (以下「公園等」という。) に接する場合又はこれと同様の状況にある場合で安全上支障のないもの

(2) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の前面道路 (当該前面道路の反対側に公園等があり、かつ、これらの幅員の合計が12メートル以上である場合を含む。) に接するもの

(3) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が2以上の前面道路 (それぞれの前面道路の幅員の合計が12メートル以上である場合に限る。) に接し、かつ、接する長さがそれぞれ4メートル以上であるもの

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第7条 政令第135条の2第2項の規定による規則で定める高さは、次に定めるところによる。

(1) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(2) 前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面と前面道路の高低差の2倍以上をこえる敷地内の区域の場合においてはその前面道路は敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。

(公開による意見の聴取の請求)

第8条 法第9条第3項又は第8項 (法第10条第4項又は法第45条第2項において準用する場合を含む。) の規定により意見の聴取の請求をしようとする者は、意見の聴取請求書 (様式第3号) により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の請求があった場合においては、意見の聴取通知書 (様式第3号の2) を当該請

求者に交付するものとする。

(意見の聴取の公告)

第9条 法第9条第5項、法第46条第2項及び法第48条第17項に規定する意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地等の適当な場所に掲示してこれを行うものとする。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項の規定によるほか、長崎県公報に登載してこれを行うものとする。

(令3規則69・一部改正)

(意見の聴取の放棄)

第10条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、知事は、その者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、意見の聴取のため出頭を求められた者が特別の事由により出頭できない場合において、あらかじめその旨を知事に届け出てその承認を得たときは、この限りでない。

(参考人の出席)

第11条 知事は、意見の聴取に関して必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(代理人及び証人の出席)

第12条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第15項の規定による出頭を求められた者が、代理人又は証人を出席させるときは、あらかじめ文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(意見の聴取の秩序維持)

第13条 知事は、意見の聴取の秩序を維持するために必要があるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(意見の聴取の期日の延期)

第14条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合又は第10条ただし書の規定による場合には、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により意見の聴取の期日を延期する場合においては、第9条の規定を準用する。

(確認申請書に添付する図書)

第15条 法第6条第1項 (法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2及び

省令第3条に規定する図書のほか、次に定める図書を添えなければならない。

- (1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理及び廃棄物の処理の用途に供し、又はこれらの用途を伴う建築物を建築する場合は、工場・危険物・廃棄物調書（様式第4号）
- (2) 法第86条の7の規定により政令第137条の2から第137条の15までに規定する範囲内において既存の建築物を増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合は、不適格建築物調書（様式第5号及び様式第5号の2）
- (3) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあっては、不適格特殊建築物調書（様式第6号）
- (4) 崖に近接する敷地に建築する場合は、崖と敷地の断面図
- (5) 建築物の敷地の地盤面と道路又は隣地の地盤面とに高低差がある場合は、これらを明示した断面図
- (6) 建築物に合併浄化槽を設置する場合又は尿尿浄化槽若しくは合併処理浄化槽の構造及び規模を変更する場合は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省建設省令第1号）による浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書
- (7) 建築士事務所の登録を証する書面（地方機関の受付の日から3か月以内の建築士事務所登録証明書又は原本照合をしたその証明書の写しとし、県外で登録している者で、建築主事が当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）
- (8) 法第52条第6項に基づき共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を延べ面積に算入しない場合は、共用廊下等の部分の容積率不算入措置適用調書（様式第7号）
- (9) 計画の変更に係る確認申請を行う場合は、省令第1条の3第8項に規定する図書、当該計画の確認済証の写し及び計画変更床面積算定書（様式第7号の2）
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第4項の適用を受ける建築物の場合は、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（様式第7号の3）
- (11) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、アスベスト調査報告書（様式第7号の4）
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内において建築物を建築しようとする場合は、土砂災害特別警戒区域照会願出書（様式第7号の5又は様式第7号の6）

（令3規則69・一部改正）

（確認を要しない軽微な変更の届出）

第15条の2 建築主は、省令第3条の2に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更をするときは、軽微な変更届出書（様式第8号）及び計画の変更図書を、当該計画の確認済証を交付した建築主事に提出しなければならない。

（許可申請書に添付する図書）

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定により知事の許可を受けようとする者は、許可申請書（省令別記第43号様式、省令別記第44号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書又は省令第3条第2項の表に規定する図書（法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする場合は、許可申請書（省令別記第61条の2様式）、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び第26条各号に定める図書）に、それぞれ、理由書及び申請地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第43条第2項第2号の場合

ア 敷地周辺道路及び空地を示す図面

イ 当該空地の土地の登記事項証明書及び公図の写し

- ウ 管理者との協議経過書（公共機関が管理する道等の空地の場合に限る。）（様式第8号の2）
 - エ 通行承諾書一覧表（私道の場合に限る。）（様式第8号の3）
 - オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 法第44条第1項第2号の場合
- 道路の現況図
- (3) 法第44条第1項第4号の場合
- ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物構造種別立面図、平面図
- (4) 法第47条ただし書の場合
- ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (5) 法第48条第1項から第14項までのただし書の場合
- ア 第15条第1項第1号に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置及び作業工程を明示した図書
 - ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲にわたるものをいう。以下この条において同じ。）
 - エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下この条において同じ。）の建築物の用途別現況図
 - オ 利害関係者（敷地の外周から50メートル（物件によっては100メートル）の範囲内の土地又は建築物の所有者等をいう。）の所在地図
- (6) 法第51条ただし書の場合
- ア 用途地域図
 - イ 周辺の建築物の用途別現況図
 - ウ 工場・危険物・廃棄物調書（様式第4号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは

- 第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の場合

- ア 用途地域図
- イ 周辺の道路配置状況図
- ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した図面（法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の場合を除く。）

- エ その他知事が必要と認める書類

- (8) 法第56条の2第1項ただし書の場合

- ア 用途地域図
- イ 周辺の建築物の用途別現況図
- ウ 等時間日影線内における土地利用状況図
- エ 省令第1条の3第1項の表2の(30)項に掲げる図書

- 2 前項の規定による許可申請書を提出する場合にあつては、許可申請地を所管する市町村長の意見書を添付しなければならない。

（令3規則69・一部改正）

（工事の計画等に関する報告）

第17条 建築主は、次の表の左欄に掲げる建築物（3階以上の階を有し、又は延べ面積が500平方メートルを超えるものに限る。）の工事にあつては、同表中欄に掲げる時期までに同表右欄に掲げる工事の計画書又は報告書を建築主事に提出しなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が、建築主である場合は、この限りでない。

| 構造種別 | 報告時期 | 計画書又は報告書 |
|------------------|------------|--------------------|
| 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 | 工事に着手する7日前 | 鉄骨溶接工事作業計画書（様式第9号） |
| | 工事完了検査時 | 鉄骨工事報告書（様式第9号の2） |

| | | |
|------------------------|------------|------------------------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 | 工事に着手する7日前 | コンクリート工事施工計画書（様式第9号の3） |
| | 工事完了検査時 | コンクリート工事報告書（様式第9号の4） |

（工程報告）

第17条の2 知事又は建築主事は、前条に規定する計画書若しくは報告書を提出すべき建築主並びにその他必要と認める建築物若しくは工作物の建築主及び工事監理者に対し、工程報告書（様式第10号）その他必要な書類の提出を求めることができる。

（定期報告を要する特定建築物の指定等）

第18条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物（同項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）は、次に掲げる建築物とする。

- （1） 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場（地区公民館を除く。）又は観覧場の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積が300平方メートルを超えるもの
- （2） 老人福祉施設（入所施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 省令第5条第1項の規定により知事が定める政令第16条第1項各号及び前項各号の建築物に係る報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 建築物の用途 | 報告の時期 |
|---|------------------------------------|
| 旅館及びホテル | 平成28年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| 劇場、映画館及び演芸場 | 平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂及び集会場（地区公民館を除く。） | 平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。） | 平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| 体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、 | 平成29年7月1日から同年12月25日まで |

| | |
|--|------------------------------------|
| 図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びびスポーツの練習場 | とし、以降3年ごととする。 |
| 百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場及び物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。） | 平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| 病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。） | 平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| 就寝用途の児童福祉施設等（助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）） | 平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店及び飲食店 | 平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。 |

3 法第12条第1項の調査は、前項に規定する報告の日前3箇月以内に行なわなければならない。

4 省令第5条第4項に規定する書類は、付近見取図、配置図、各階平面図その他知事が必要と認める書類とする。

5 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第7号の書類について知事が定める期間は、3年とする。

（定期報告を要する特定建築設備等の指定等）

第19条 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により知事が指定する特定建築設備等及び工作物は、次に掲げるものとする。

- （1） 政令第16条第1項各号及び前条第1項各号に掲げる建築物に法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた換気設備（自然換気設備を除く。）並びに法第35条の規定により設けられた排煙設備（排煙機を有するものに限る。）及び非常用の照明装置
- （2） 前条第1項各号に掲げる建築物に設けられた政令第16条第3項第2号の規定による防火設

備（随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備及び防火ダンパーを除く。）に限る。）

- 2 法第12条第3項の規定による検査は、報告の前日3箇月以内にしたものでなければならない。
- 3 省令第6条第1項の規定による知事が定める報告の時期は、政令第16条第3項第1号に該当する昇降機及び政令第138条の3に該当する準用工作物にあつては毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで、政令第16条第3項第2号に該当する防火設備及び第1項各号に該当するものにあつては毎年7月1日から12月25日までとする。
- 4 省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、検査の間隔を3年以内とする。
- 5 省令第6条第4項に規定する書類は、付近見取図、配置図その他知事が必要と認める書類とする。
- 6 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第8号及び第9号の書類について知事が定める期間は、1年とする。

（違反建築物の標識）

第20条 知事が法第9条第1項又は第10項の命令をした場合（法第9条の2の規定により建築監視員が法第9条第10項の規定による命令をした場合を含む。）の法第9条第13項の標識は、様式第12号による。

（道路とみなされる道の指定）

第21条 法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際に現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で一般の交通の用に供されているものは、法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなす。

（道路の位置の指定申請）

第22条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書（様式第13号）に省令第9条に規定する図書のほか、承諾書（様式第13号の2）、承諾者の印鑑証明書、不動産登記法（平成16年法律第123号）による土地の登記事項証明書及び地図の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

| 図面の種類 | 明示しなければならない事項 |
|----------|--|
| 敷地計画図その他 | 1 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 計画敷地内及び計画敷地の周辺の道路の位置（都市計画道路を含む。） |
| 3 | 計画敷地の周辺の地形及び地物 |
| 4 | 排水計画図 |

2 知事は、法第42条第1項第5号の規定により指定をしたときは、様式第13号の3による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

（道路の位置の標示）

第23条 法第42条第1項第5号による道路の位置の指定を受けた者又はこれを変更した者は、側溝、縁石その他これらに類するもので、その位置を標示しなければならない。

2 標示ぐいは、道路の起点、曲点及び終点に10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート又はこれに類するもので造った標示ぐいを設置するものとする。

3 第1項の規定による標示及び前項の規定による標示ぐいは、移動してはならない。

（私道の変更又は廃止等）

第24条 私道のうち法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項に規定するものの位置を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の変更（廃止）申請書（様式第13号）に省令第9条に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき私道のうち法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項に規定するものの位置を変更し、又は廃止したときは、様式第13号の3による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 指定を受けた者で当該指定を受けた道路を変更し、又は廃止したときは、すみやかに変更又は廃止に係る前条第2項の標示ぐいを除去しなければならない。

（公告の方法）

第24条の2 省令第10条及び第10条の20の規定による公告は、知事が指定する場所に掲示して行うものとする。

（都市計画法等による事業計画道路の指定申請）

第25条 法第42条第1項第4号の規定により知事の指定を受けようとする者は、都市計画法等に係る事業計画予定道路の指定申請書（様式第14号）に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 関係市町村長の意見を記載した図書

（2） 計画道路の事業施行者の意見書

(3) 計画道路の敷地境界を明示した図書

(4) その他知事が必要と認める図書

2 知事は、前項の申請書を審査した結果、指定をしようとする場合にあっては、都市計画法等に係る事業計画予定道路の指定通知書（様式第14号の2）を、指定をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

（一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定申請等）

第26条 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により知事の認定を受けようとする者は、認定申請書（省令別記第61号様式）に省令第10条の16に定める図書のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 区域内の土地の登記事項証明書

(2) 区域内の権利者一覧表

(3) その他知事が必要と認める図書

（一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定区域の標示）

第26条の2 前条の規定による認定を受けた者は、当該認定区域内に認定を受けたことを表示する標識を設置するものとする。

2 前項に規定する標識には、当該認定区域の範囲、配置、敷地内通路及び認定年月日を記載するものとする。

（一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の取消しの申請等）

第26条の3 法第86条の5第2項の規定により認定の取消しの申請をしようとする者は、認定取消申請書（省令別記第65号様式）の正本及び副本2通に、同条第3項の規定による許可の取消しの申請をしようとする者は、許可取消申請書（省令別記第65号の2様式）の正本及び副本2通に、それぞれ省令第10条の21に定める図書及び理由書を添付して知事に提出しなければならない。

（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域）

第27条 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の設置について、政令第32条第1項の規定により知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、長崎市及び佐世保市の行政区域を除く長崎県の全域とする。

（法、政令又は条例に基づく承認申請）

第28条 法第3条第1項第4号、法第68条の6ただし書、政令第115条の2第1項第4号ただし書、条例第17条、条例第21条ただし書、条例第22条ただし書、条例第23条第1項ただし書、条例第24

条第1項ただし書、条例第25条第1項ただし書、条例第26条、条例第27条又は条例第28条の規定による知事の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第15号）の正本及び副本に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 理由書

(3) 申請地をのぞむ2方向以上の写真

(4) 不適格建築物調査（条例第27条の場合に限る。様式第5号及び第5号の2）

(5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書を審査した結果、承認をしようとする場合にあっては、承認通知書（様式第15号の2）を、承認をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

（法に基づく認定申請）

第28条の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定により知事の認定を受けようとする者（政令第131条の2第2項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本2通（第1号の場合にあっては1通）を知事に提出しなければならない。

(1) 法第43条第2項第1号の場合

ア 敷地周辺道路及び空地を示す図面

イ 当該空地の土地の登記事項証明書及び公図の写し

ウ 管理者との協議経過書（省令第10条の3第1項第1号に規定する道の場合に限る。）（様式第8号の2）

エ 通行承諾書一覧表（省令第10条の3第1項第2号に規定する道の場合に限る。）（様式第8号の3）

オ 申請地をのぞむ2方向以上の写真

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 前号以外の場合

ア 第16条第1項第5号に定める図書

イ その他知事が必要と認める書類

(適用除外の指定申請)

第28条の3 法第3条第1項第3号に規定する適用の除外の建築物の指定を受けようとする者は、適用の除外の建築物の指定申請書(様式第16号)の正本及び副本2通に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(3) 用途地域図

(4) 法第3条第1項第3号に規定する保存建築物であることを証する書面

2 知事は、前項の申請書を審査した結果、指定をしようとする場合にあっては、当該申請書の副本にその旨を、指定をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

(建築協定の認可申請)

第29条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(様式第17号)の正本及び副本4部に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 配置図及び建築協定区域を示す図面

(3) 建築協定書

(4) 建築協定区域内における法第69条に規定する土地の所有者等の全員の建築協定関係者合意一覧表(様式第18号)並びに当該所有者等であることを証する登記事項証明書及びその者の印鑑証明書を付した同意書

(5) その他知事が必要と認める図書

2 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更又は廃止をしようとする者は、建築協定変更・廃止認可申請書(様式第19号)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申請書を審査した結果、認可をしようとする場合にあっては、建築協定認可

通知書(様式第19号の2)を、認可をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

第30条 削除

(令3規則69)

(中間検査)

第31条 法第7条の3第1項第2号の規定により知事が指定する特定工程の対象となる建築物は、法別表第1第1項から第4項までの(い)欄に掲げるもので地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が500平方メートルを超える耐火建築物とする。

2 法第7条の3第2項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による申請をする場合は、省令第4条の8に規定する図書のほか、建築主事が必要と認める図書を添付しなければならない。

(令3規則69・一部改正)

(垂直積雪量)

第32条 政令第86条第3項の規定により知事が規則で定める垂直積雪量(長崎市及び佐世保市の区域を除く。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

| 区分 | | | 数値(メートル) |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------|
| 区域1 | 区域2 | 区域3 | |
| 標高が 2メートル以下の場合 | 標高が 90メートル以下の場合 | 標高が 40メートル以下の場合 | 0.2 |
| 2メートルを超え160 メートル以下の場合 | 90メートルを超え260 メートル以下の場合 | 40メートルを超え210 メートル以下の場合 | 0.3 |
| 160メートルを超え 330メートル以下の場合 | 260メートルを超え420 メートル以下の場合 | 210メートルを超え370 メートル以下の場合 | 0.4 |
| 330メートルを超え 500メートル以下の場合 | 420メートルを超え590 メートル以下の場合 | 370メートルを超え540 メートル以下の場合 | 0.5 |
| 500メートルを超え | 590メートルを超え760 | 540メートルを超え710 | 0.6 |

| | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 660メートル以下の場合 | メートル以下の場合 | メートル以下の場合 | |
| 660メートルを超える場合 | 760メートルを超える場合 | 710メートルを超える場合 | 告示式を用いた数値による。 |

備考

1 この表において、区域1、区域2及び区域3とは、それぞれ次に掲げる市町村の区域をいう。

区域1 諫早市のうち飯盛町及び小長井町を除く区域、大村市、松浦市のうち鷹島町を除く区域、雲仙市のうち吾妻町及び愛野町の区域、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町並びに佐々町

区域2 平戸市のうち生月町及び大島村の区域、対馬市のうち上対馬町の区域、杵岐市、五島市のうち玉之浦町及び奈留町の区域、小値賀町並びに新上五島町

区域3 区域1及び区域2を除く市町村の区域

2 この表において標高とは、敷地の標準的な標高をいう。

2 前項の規定にかかわらず、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)中の第2に掲げる算式により垂直積雪量を計算した場合においては、その計算により求めた数値(以下「告示式による数量」という。)をもって垂直積雪量(この数値が0.15メートル未満のときは、0.15メートルとする。)とすることができる。この場合において、当該算式中「区域の標準的な標高」とあるのは「敷地の標準的な標高」と、「区域の標準的な海率」とあるのは「敷地の標準的な海率」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和48年規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和52年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第71号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和56年規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、昭和56年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (平成3年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し改正後の建築基準法施行細則の規定は、平成3年6月7日から適用する。

附 則 (平成5年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出

されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成6年規則第57号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日までの間、この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「規則」という。）第6条、第15条第2号及び第16条の規定の適用については、規則第6条中「法第53条第3項第2号」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第2条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第53条第3項第2号」と、規則第15条第2号中「政令第137条の4」とあるのは「都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第170号）第2条の規定による改正前の建築基準法施行令（以下「旧政令」という。）第137条の4」と、「政令第135条の5」とあるのは「旧政令第135条の5」と、規則第16条中「法第48条第1項から第12項」とあるのは「旧法第48条第1項から第8項」と、「法第55条第3項第1号若しくは第2号」とあるのは「旧法第55条第3項第1号若しくは第2号」と、「法第56条の2第1項」とあるのは「旧法第56条の2第1項」とする。

附 則（平成8年規則第27号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第6号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第33号の2）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成11年規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年11月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成13年規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（以下「新規則」という。）の施行の日前に改正前の建築基準法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続きで新規則に相当の規定があるものは、新規則の施行の日以降は新規則の相当の規定によってした申請その他の手続きとみなす。

附 則（平成15年規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の建築基準法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続きで改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）に相当の規定があるものは、新規則

の相当の規定によってした申請その他の手続とみなす。

附 則（平成16年規則第16号）抄

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年3月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 次のアからコまでに掲げる規定 平成16年8月1日

アからキまで 略

ク 第11条中「高島町」を「五島市のうち玉之浦町、奈留町の区域、高島町」に改める改正規定、「玉之浦町、奈留町」を削る改正規定及び「若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町」を「新上五島町」に改める改正規定

附 則（平成16年規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の建築基準法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続で改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によってした申請その他の手続とみなす。

附 則（平成16年規則第68号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成17年3月1日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第5条の改正規定のうち諫早市、多良見町、森山町及び高来町に係る部分

附 則（平成17年規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定中建設業者提出書類閲覧規則別表東北振興局建設部建設管理課の項の改正規

定及び県北振興局田平土木事務所総務課の項の改正規定（福島町及び鷹島町に係る部分に限る。）並びに第2条の規定中建築基準法施行細則第32条第1項の表備考1区域1の項の改正規定（鷹島町及び福島町に係る部分に限る。） 平成18年1月1日

(2) 略

(3) 第1条の規定中建設業者提出書類閲覧規則別表島原振興局建設部建設管理課の項の改正規定（南島原市に係る部分に限る。）、第2条の規定中建築基準法施行細則第32条第1項の表備考1区域2の項の改正規定（宇久町に係る部分に限る。）及び第3条の規定中長崎県遊漁船業者登録簿閲覧規則別表長崎県水産部資源管理課の項の改正規定 平成18年3月31日

附 則（平成20年規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日以後に新たに法第12条第1項の規定により報告の対象となる建築物（この規則の施行の際現に存するものに限る。次項において同じ。）に対するこの規則による改正後の長崎県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第18条第2項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同項中「平成28年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごと」とあるのは、「平成28年7月1日から平成29年12月25日まで」とし、「平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごと」とあるのは、「平成29年7月1日から平成30年12月25日まで」とする。

3 施行日以後に新たに法第12条第1項の規定により報告の対象となる建築物の特定建築設備等

(昇降機、昇降機等及び防火設備を除くものとし、この規則の施行の際現に存するものに限る。以下同じ。)に対する新規則第19条第3項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同項中「毎年7月1日から12月25日まで」とあるのは、次の表の左欄に掲げる建築物の特定建築設備等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| | |
|--|--------------------------|
| 旅館及びホテル | 平成28年7月1日から平成29年12月25日まで |
| 劇場、映画館及び演芸場 | 平成29年7月1日から平成30年12月25日まで |
| 観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂及び集会場(地区公民館を除く。) | 平成29年7月1日から平成30年12月25日まで |
| 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。) | 平成29年7月1日から平成30年12月25日まで |
| 体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 | 平成29年7月1日から平成30年12月25日まで |
| 百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場及び物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。) | 平成29年7月1日から平成30年12月25日まで |

4 小荷物専用昇降機及び防火設備(この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に対する新規則第19条第3項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、「毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで」及び「毎年7月1日から12月25日まで」とあるのは、それぞれ「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間」とする。

附 則 (平成30年3月30日規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月12日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年5月28日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。